

事業者排出量削減計画書

（宛先）京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区台場2丁目3番3号		平成23年 9月28日					
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） サントリー酒類株式会社 社長 相場 康則 電話 03-5579-1133					
主たる業種	ビール類製造業	細分類番号 1 0 2 2					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号					
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	環境への影響を把握、評価し技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定めて、定期的に見直すと共に環境保全活動のシステムと環境パフォーマンスの継続的な向上を図る。						
計画を推進するための体制	省エネ分科会を中心に、地球温暖化対策の実施計画の策定、進捗管理をおこなう。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	25,885.2 トン	25,607.2 トン	25,351.0 トン	25,097.5 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	25,865.8 トン	25,607.2 トン	25,351.0 トン	25,097.5 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠		原単位の削減により、総排出量を2%削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量)	83.13	82.30	81.47	80.66	-1.93 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		現場使用量削減及び、サプライシステム効率改善により、前年比1%削減を継続して行う。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		105.0 ㊦	117.0 ㊦	117.0 ㊦	117.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	現場使用量削減及び、サプライシステム効率改善により、前年比1%削減					
	(24)年度	現場使用量削減及び、サプライシステム効率改善により、前年比1%削減					
	(25)年度	現場使用量削減及び、サプライシステム効率改善により、前年比1%削減					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	工場最寄の駅より通勤バスを運行					
	上記の措置を採用する理由	工場から最寄駅まで距離があるため、通勤バスを運行することで、公共交通機関での通勤を容易にし、自家用車での通勤抑制を図っている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーの利用その他は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都ビール工場は、地域、行政などと連携を図り、水源涵養林の保全・育成を目的としたサントリー「天然水の森」活動の一環として、京都ビール工場（京都府・長岡京市）の水源にあたるエリアをはじめとして西山の水資源保全及び緑化資源の確保を積極的に推進している。						
特記事項	サントリーグリーン調達基本方針（1999年制定）に従い、資材並びに取引先での調達評価基準を元にグリーン調達を行い環境負荷の低減を推進している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。